経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課 パブリックコメント担当 宛

『「太陽光発電の新たな買取制度」について』に対する意見

[氏名]	国際環境 NGO FoE Japan (団体としての意見)
	担当:気候変動政策担当 瀬口亮子
[住所]	東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明1 F
[電話番号]	03-6907-7217
[FAX番号]	03-6907-7219
[電子メールアドレス]	seguchi@foejapan.org
「知辛日」	

[御意見]

【意見1】

・該当箇所

全体

・意見内容

再生可能エネルギー拡大のための固定価格買取制度については、買取対象、買取価格、買取期間、法的な位置づけ等に関し、政府全体および国民に開かれた議論のもとで制度設計を行うべきである。

・理由

「太陽光発電の新たな買取制度」は、経済産業省の新エネルギー部会のみで検討されたものであり、法的根拠とされるエネルギー供給高度化法案は、買取義務付けや買取条件に関して明記せず、経済産業大臣の判断基準に委ねるのみである。再生可能エネルギーの拡大は、エネルギー戦略のみならず、地球温暖化対策との整合性を持ちながら国全体で推進すべきものであることを大前提に、政府全体および幅広い国民の参加による検討を行い、再生可能エネルギー全体を対象とした法律を定めるべきである。

【意見2】

- ・該当箇所
- 3 新たな買取制度の考え方 (1)対象
- ・意見内容

買取対象は、太陽光発電だけでなく、風力、バイオマス、小水力などすべての再生可能エネルギーによって発電された電力とすべきである。

・理由

太陽光発電が、これまでに高い国際競争力を維持してきたことは提案どおりだが、それ以外の理由は、他の再生可能エネルギーを対象から外す根拠にはならない。麻生首相は4月9日のスピーチ「新たな成長に向けて」において、「2020年には、エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの比率を今より倍増して、世界最高水準の20%まで引き上げたい」と述べているが、こうした目標は、太陽光発電のみで達成しうるものではなく、大きなポテンシャルを持つ風力、バイオマス、小水力等すべての再生可能エネルギーの拡大を支援していくことにより達成しうるものである。

【意見3】

- ・該当箇所
- 3 新たな買取制度の考え方 (1)対象
- ・意見内容

太陽光発電の買取対象は、家庭の余剰電力のみでなく、発電された全量とすべきである。

・理由

余剰電力のみとすると、設置規模の小さい家庭は自家消費率が高く投資資金回収が遅れるなど公平性の点で問題が生じ、インセンティブとはならない。また、太陽光発電の飛躍的拡大には、市民共同発電所や事業目的のメガソーラーなども含めて支援していく必要があることから、設置への投資インセンティブの働く全量買取とすべきである。

【意見4】

- ・該当箇所
- 3 新たな買取制度の考え方(2)買取価格と買取期間
- ・意見内容
- 「電力需要家の負担」の低減にのみ言及するのではなく、価格転嫁の本来の意味を重視して価格設定すべきである。低所得者については別途支援を行うべきである。
- ・理由

例えば原子力については、国民は電気料金に加え、税金によって研究開発費等も負担しており、ことさら再生可能エネルギーについてのみ、国民の負担を強調するのは筋違いである。電気料金への価格転嫁による制度により、設置への投資インセンティブと節電インセンティブも働き、結果、温室効果ガスの削減に寄与することは、将来世代を含めた国民全体の利益である。生活保護家庭などの低所得者の負担増については、別途、社会保障制度において支援すべきである。

【意見5】

- ・該当箇所
- 3 新たな買取制度の考え方(2)買取価格と買取期間
- ・意見内容

試算には、国・自治体の補助金を前提とせず、全国一律で 10 年以内に投資回収できる水神 に価格設定すべきである。

・理由

全国の自治体で設置補助を行っている自治体はまだ一部であり、これらの補助金を投資回収の試算に含めることは、多くの国民の回収期間の判断の目安にならない。また、補助金による分を全体コストから除くことで、買取制度による価格転嫁の本来の意味が薄れる。 買取期間を10年とするなら、公平に10年で投資回収可能な水準に制度設計すべきである。

【意見6】

- ・該当箇所
- 3 新たな買取制度の考え方(3)買取費用の負担とその水準
- ・意見内容
- 「電力需要家の負担」の低減にのみ言及するのではなく、価格転嫁の本来の意味を重視して価格設定すべきである。
- ・理由

意見4に同じ。

【意見7】

- ・該当箇所
- 3 新たな買取制度の考え方(3)買取費用の負担とその水準
- · 意見内容

「買取価格の水準を毎年低減させていく仕組み」について、具体的にモデルを示すべき。

・理由

買取価格の年次の低減化は、早期設置のインセンティブになりうるが、その水準は需要家庭の負担額を基準にするのではなく、普及目標に向けた全体コストから早期投資インセンティブの働く水準に設定すべきであり、投資判断のためにはモデルが示されるべきである。

【意見8】

- ・該当箇所
- 3 新たな買取制度の考え方(4) RPS法における利用目標量の取扱い
- · 意見内容

RPS 法の利用目標は、温暖化対策もふまえた国の再生可能エネルギー導入目標と整合性のあるものでなければならず、利用目標を高めるとともに太陽光以外の再生可能エネルギーについても固定価格買取制度を導入すべきである。

・理由

RPS法は、電力事業者の自主努力に依存しているため、これまで低水準に抑えられ、義務量に対して供給量が上回るなど、風力発電等の普及や産業の成長を阻害してきた側面がある。現状で義務率のみを上昇させても、投資回収できる買取が保証されない限り、投資が促進されない。2020年に再生可能エネルギーを20%にする首相のスピーチは歓迎するが、そのためには、すべての再生可能エネルギーの拡大を支援する政策が不可欠であり、固定価格買取制度を広く適用すべきである。将来的には、RPS法と買取制度は統合し、「再生可能エネルギー促進法」とすべきである。